

人材の募集をお考えの事業主の皆さまへ

## 国家公務員OB・OGを活用してみませんか

～内閣府官民人材交流センターが「求人・求職者情報提供事業」を始めます～

内閣府官民人材交流センターは、官民人材交流の円滑な実施のための支援及び国家公務員の離職に際しての再就職の援助を行うために設置された国の機関です。

内閣府官民人材交流センターでは、新たに、民間への再就職を希望する国家公務員の情報と事業主様の求人情報を相互に提供する取組を開始します。

国家公務員が公務を通じて培ってきた能力や経験を、事業に活かしてみませんか？

**1月11日(金)利用申込受付開始、2月15日(金)提供開始**

### 再就職希望者は、様々な行政分野で経験を積んだ国家公務員経験者です

国家公務員は、様々な分野において、全国各地で、専門性を発揮し、課題の解決や行政サービスの提供に取り組んでいます。

そのような公務の場で経験を積んできた国家公務員経験者(45歳以上の現役職員・離職後約1年以内の者)で民間への再就職を希望する者が、当センターを利用します。当センターでは、事業主の皆さまからお寄せいただいた求人情報を、再就職希望者に提供します。

### 応募を待つだけでなく、再就職希望者の情報を見てスカウトができます

お寄せいただいた求人に対する応募は、当センターから事業主様へご連絡いたします。

また、応募を待つだけでなく、登録された再就職希望者の情報を事業主の皆様にご覧いただき、事業主様の求人ニーズに合った者がいれば、スカウトの希望をお申し出いただけます。

(当面、ご希望の条件をセンターにお示しいただき、当センターで整理の上、条件に合致する者の情報を提供いたします。2019年度後半以降は、事業主様自ら情報を検索できるシステムの導入を検討しています。)

### スカウト対象者を選ぶ際は、再就職希望者の詳しい情報をご覧いただけます

当センターからは、再就職希望者がこれまでに経験した主な職務の分野や業務内容、海外での勤務経験の有無、使用可能言語、保有資格などに加え、自由記述による自己PRなどの情報を提供いたします。

また、再就職希望者の希望職種や希望条件(業種、職種、勤務地、収入、就業形態等)も記載していますので、求人内容に合った者を選んでスカウトすることができます。

### 官民人材交流センターのご利用は無料です

当センターは国の機関ですので、無料でご利用いただけます。

また、当センターへの求人のお申込みや応募の受付等の業務は、職業紹介事業者等も活用いただけます。

(有料職業紹介事業者を通じて求人のお申込み等を行う場合には、当該事業者の利用料金については、当該事業者との契約に基づき事業主様にご負担されることになります。)

#### Q 誰でも利用できるのですか？

営利法人・非営利法人の別、規模、所在地などの条件はありません。

ただし、過去2年以内に役員が贈賄罪その他の罪を犯した企業など、対象として適切でないと判断される場合にはご利用をお断りすることがあります。

求人情報については、労働条件の明示やその内容につき、労働関係法令を遵守していただきます。そのほか、ご利用のお申込みの際に、利用規約に同意いただきます。

#### Q 国家公務員には再就職規制があり、採用が面倒だと聞のですが？

現職国家公務員は、国家公務員法で利害関係企業等への求職活動が禁止されています。

そのため、求人へ応募する現職国家公務員との関係で利害関係の問題がないことを確認するため、一定のお時間をいただきます。(事業主様にお願いする事務などはありません。)

また、透明性の高い仕組みとするため、ご利用に当たりご協力いただく事項があります。

#### Q 東京の企業しか対象ではないのでしょうか？

全国どこからでもご利用いただけます。

国家公務員は全国各地で働いていますし、現在東京勤務の者の中にも、再就職に際し、Uターン等で地方勤務を希望する者もいると見込まれます。

#### Q 勤務条件のミスマッチが不安なのですが？

再就職希望者が希望する条件(業種、職種、勤務地、収入、就業形態等)を見てスカウトができますので、ミスマッチを最小化し、効率的な採用活動が行えます。

#### Q よい人材を、時間をかけて求人したいのですが？

求人の有効期間は、1年以内で事業主様で設定いただけます。

また、退職時期を決めていないが、いいお話があったら転職したい、という職員も登録することができますので、時間をかけて、ニーズに合った人材を探したい、という事業主様にもご活用いただけます。

#### Q 紹介されたら採用を断りにくいのでは？

当センターで実施するのはあくまでも求人・求職者情報の提供と応募希望やスカウト希望の連絡の取次ぎであり、特定の再就職希望者を事業主様にお薦めすることなどは行いません。他の媒体を通じた求人と同様に、試験や面接など、適性や能力の見極めに必要な方法で選考を行った上で、採用基準に達しない者について不採用とすることはもちろん可能です。

#### Q 他の求人手段を併用してもよいのでしょうか？

もちろん結構です。

利用申込みや求人情報の登録、その他ご利用方法については、内閣府官民人材交流センターホームページ(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>)をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞ 内閣府官民人材交流センター

お問い合わせフォーム <https://form.cao.go.jp/jinzai/opinion-0063.html>

TEL:03-6268-7669 FAX:03-6268-7679